

共生・公正・創造



東日本タイムズ号外

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~JRTU-HWU/>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

【シリーズ11】

浦和電車区「脱退・退職」強要事件

第一回公判の検察側の冒頭陳述

浦和電車区事件の第1回公判は、平成15年2月25日、東京地裁において開かれた。当日の傍聴者数名に聞いた話その他によると、被告側の全員無罪主張に対して検察側の冒頭陳述の中では、次のような具体的な犯行の概略、事実関係などが明らかにされた。

被告らは、Y(被害者=原告)の統制処分を諮るために、分会執行委員会を「闘争委員会」とした。

被告らは、拡大闘争委員会の前日に緊急ミーティングを行い、「Yを組合から脱退させ、見せしめのために会社も退職させる」ことを確認した。

Yの乗務終了後、被告らがYを追いかけ、職場通路で取り囲み、2時間に亘り脅迫。「お前、組合を辞めろ。会社も辞めろ。この会社にいる必要はない。目障りなんだよ」、「俺は革マルだ」、「俺は手を出さないが、東労組には言葉の暴力がある」、「これで終わったと思うなよ。お前を見るたびにやってやるからな」、などと言って脅迫した。

その後、Yがこうした嫌がらせ行為を事件化する動きを見せたことにより、被告らは 対処方について議論し、刑事事件とさせないために「(会社を)辞めろ、とは言わない」ことを確認した。

被告らは、Yが仕事を続けていることを嫌悪し、「お前とは一緒に仕事はできない」と追いつめ、自分から「辞めろ」と言わせるように追いつめた。

被告らは電車区内で執拗にYを脅迫、Yは「仕方がないから脱退します」と吐露。夜になり「発言撤回」を電話で求めるも認められず。

被告らは、電車区内で追及・解明集会を開催、Yを20数名で取り囲み、「組合を辞めるだけで良いのか。それで終わりか。そんなにJR東海が良いなら東海へ行け」と脅迫した。

被告らは、組合脱退を表明したYを取り囲み、目の前で脱退届を書かせた。その上で、「今後も職場で追及する」と発言。その結果、Yは3日間、職場を休んだ。分会闘争委員会は、Yの脱退届提出を受け、「闘争勝利宣言」を掲出。しかし、「闘いは終わったわけではない」、「これまで以上に追及行動を行う」とも表明、暗に会社退職を追及していくことを示唆した。Yは恐怖と不安で、当面3月末まで会社を休むこととなった。

その後も被告らはYに対して「お前、職場にいるとやられるぞ」と脅迫した。Yはこの間の被告らの行為を区長に打ち明け、休暇を延長したい旨を要請した。

区長は、支社運輸営業部に問い合わせたところ、同部からは「自身の都合では認められない。どうしてもというなら理由書か、嘆願書を提出せよ」、「会社としては東労組基軸と考えていることを伝える」との回答。

区長は、被告らに、Yと東労組の関係修復をとりなす。結果、Yは内勤勤務として勤務を再開。しかし、被告らは内勤職場にいるYに対してもなおイジメを続行、5月に開催した分会職場集会において、「最終的に(Yを)追いつめていく闘いを展開して行く」ことを確認した。

Yは5月中旬、区長から運転士業務への復帰を示唆されたが、不安を拭えず、これを断った。6月になっても内勤業務に従事していると、被告らに、「お前がここにいること自体がおかしい。これからも徹底的にやってやる」と脅迫された。

6月末、Yは勤務中に被告らから「お前が乗務すると組織が混乱する。いいかげん身の振り方を考えろ」と脅迫された。乗務してもダメ、日勤職場にいてもダメ、「もはや退職せざるをえない」と考えるようになった。

なお、問題となったキャンプにYと一緒にいった仲間の動向として、Q氏は、追及を受けて鬱状態となり休職、関連会社に出向している。I氏は、東労組に無視、尾行等の嫌がらせを受けた。S氏は、東労組の追及と嫌がらせを受けた結果、退職した。K氏は、脱退強要を受けたが逆に査問委員会の設置を要求、その後も東労組からの無視、嫌がらせを受けた。(傍線筆者)

検察側冒頭陳述の概略は以上だが、その非人道的=旧勤労的=革マル的体質の露呈ぶりには、目をそむけるばかりである。また、そこに見る会社側の職場指導、社員・労務管理姿勢にも大いに問題がある。

ともあれ、「浦和電車区事件」の実態は、憲法の人権、労組法の団結権保障の範囲を著しく逸脱した非人道的なもの、「人権侵害」「人権蹂躪」そのものであったことは明白である。だからこのような「JR東労組」が常々呼号してやまない「ヒューマニズム」論とか「反戦平和」論を、顔面どうりにそのまま鵜呑みにする気には到底なれないのである。

<JR東日本労政『二十年目の検証』47ページから49ページより抜粋>

民主化の声・声・声・・・

2005.10.17 その11

風化させるな、東労組の強要事件！

第3回公判 2003.5.2

被害者本人が、不安と恐怖の日々を告白！

2003年5月2日、東京地裁において、「東労組役員らによる脱退・退職強要事件」に対する第3回公判が行われた。この日は、被害者本人に対する主尋問が行われ、本事件の被害者の生々しい被害実態が明らかにされた。組合脱退と会社退職を強要されたものであったことは、明々白々だ！

【被害者本人に対する主尋問・抜粋】

[平成13年1月4日から6日に受けた被害]

(被害者) 1月4日から6日にかけて、浦和電車区講習室で集会が行われた。午前は11時から13時にかけて、午後は13時半から15時半まで、合計6回行われた。自分は6回とも参加させられた。

(検察) 集会の雰囲気は、事情聴取といったものだったか。

(被害者) 自分だけ毎回出席させられ、その度に大勢で取り囲み、長時間拘束され、糾弾行動を受けた。

[平成13年1月21日に受けた被害]

(被害者) 17:21に乗務を終了し、ロッカールームで着替えた後、立ち止まって掲示板を見ていたところ、オオマとヤツタが来て、オオマが「ちょっと待て」と呼び止め、ヤツタが「おまえ、ずいぶんふざけたことをしてくれるな」と言ってきた。オオマは近くの椅子を示し「ここへ座れ」と指示し、従った。

(検察) 何を言われたのか。

(被害者) オオマは「お前はグリーンユニオンと関わって組織破壊行動をしたんだってな」「Fとつるんでるんだってな」「お前は東労組を裏切ったんだ」「お前は組合をやめろ、会社もやめろ」と言われた。

(検察) ヤツタはどうだったか。

(被害者) ヤツタはオオマの言葉に便乗する形で「お前、ずいぶんふざけたことをしてくれたな」「俺は革マルだ、ふざけるな」と、私を睨みつけて怒鳴るように言った。

(検察) オオマはどうしたのか。

(被害者) 「お前は裏切り者だ」「裏切り者は許さない」「お前が嫌になって会社を辞めなくなるまで続けてやる」「直接手は出さないが、東労組には言葉の暴力がある」と言った。

これが東労組の言う普通の職場集会か、まるで脅迫集会だ！

民主化の声・声・声・・・(続く)